

各私立学校設置法人理事長 様  
(小・中・高・特)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 6 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（通知）

このことについて、文部科学省高等教育局私学部私学助成課から別添のとおり照会がありましたので、貴法人において当該事業計画がある場合は、下記により提出願います。

記

1 今回募集する事業

交付決定日以降に着手し、令和 6 年度内（令和 7 年 3 月 31 日まで）に完了する次のア～エに示す事業を対象とします。

なお、今回の事業募集については、令和 6 年度予算の成立（例年 3 月下旬ごろ）をもって実施されるべきものですが、整備事業の円滑な実施を可能とするため、予算成立前に事業の募集を行うものです。このため、予算の審議状況によってはその内容に変更があり得ることを念のため申し添えます。

ア 施設高機能化整備事業

- ① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内 LAN 整備のみ）
- ② 校舎等のバリアフリー化整備

イ 防災機能強化施設整備事業

- ① 耐震補強工事 ※耐震診断費のみの補助を含む
- ② 非構造部材の耐震対策
- ③ 防災機能強化事業
- ④ 防犯対策
- ⑤ アスベスト対策
- ⑥ 耐震改築工事

ウ 施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））

エ エコキャンパス推進事業（照明設備の省エネルギー（LED）化工事）

注： 交付要綱等において補助事業費の上限額（別添参照）が設定されていない場合、1 事業あたりの上限額は、予算の範囲内で調整します。

また、今後着手する複数年度にわたる事業については、各年度に設定した上限額に基づき、1 事業あたりの国庫補助金額を算定しますので、当該年度の申請状況によりかかる圧縮の内容が変わる可能性がありますので御承知おきください。

## 2 提出書類

国の依頼文書（令和6年2月5日付け5高私助第26号）に定める計画調書等

## 3 提出方法等

別添の「令和6年度事業計画調書作成要領」を参考に、指定の様式で作成してください。

ア 提出方法：電子メールにてExcel ファイルを提出のこと。

イ 提出期限：いずれも期限厳守

令和6年4月・5月契約予定事業      令和6年2月16日（金）

令和6年6月以降契約予定事業      令和6年4月12日（金）

※エコキャンパス推進事業は、6月以降契約予定事業のみ募集します。

ウ 複数年にわたり実施する事業を計画している場合、文科省に対し事前相談を行う必要があるため、国の依頼文書（令和6年2月5日付け5高私助第26号）を参考に、令和6年2月9日（金）までに資料を提出してください。

## 4 留意事項

- (1) 計画調書等の作成に当たっては、国の依頼文書（令和6年2月5日付け5高私助第26号）及び交付要綱等を熟読の上、留意事項を確認して作成すること。
- (2) 契約に当たり、当該学校法人又は学校の内規に抵触することのないよう留意すること。
- (3) 補助対象は、**交付決定日以降**から令和7年3月31日までの間に契約予定（継続事業を含む。）であり、契約締結年度内に整備が完了する事業となります。整備が完了とは、原則として、引き渡しを受けることを指します（継続事業を除く。）。
- (4) 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）について、現在、改正の事務手続きを行っており、改正内容等によっては募集（補助）対象範囲が変更となる可能性もありますので、御了承ください。
- (5) 事業計画が無い場合、連絡等は不要であること。
- (6) 事務手続を円滑に進めるため、当該事業計画がある場合は、資料作成前に下記担当宛てあらかじめ御連絡願います。

担当：私学振興担当 山崎

TEL：019-629-5042 / FAX：019-629-5049

Mail：AH0007@pref.iwate.jp